

受付
番号 1153

収 支 報 告 書

令和 5 年 分

(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな)

1 政治団体の名称 にっぽんいしんのかい しゅうぎいん きょうとふだいろくせんきょくしぶ
日本維新の会 衆議院 京都府第6選挙区支部

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

2 主たる事務所の所在地 京都府八幡市八幡清水井2番地

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

3 代表者の氏名 中嶋 秀樹

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の種類	衆議院議員
公職の候補者の氏名	中嶋 秀樹

4 会計責任者の氏名 中嶋 秀樹

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	
(注) 報告対象年の途中で資金管理団体の指定又は取消をした場合のみ記入	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	
(注) 報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当又は非該当となった場合のみ記入	

事務担当者

(氏名) 竹内 絵理

(電話) 080-7791-7035

(氏名)

(電話)



1 報告書作成に当たっては、「収支報告書記載要領」を参照してください。
 2 提出に当たっては、記載のない用紙をはずし、提出部数ごとにとじ直してください。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	8,316,800
(前年からの繰越額)	356,800
(本年の収入額)	7,960,000
支 出 総 額	8,316,800
翌年への繰越額	0

(注) 「(前年からの繰越額)」は前年の報告書を確認の上、記載してください。

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数	0

(注) 「員数」は負担した実人員を記載してください。

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	960,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 ((ア)+(イ)+(ウ))	960,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア+イ)	960,000	

(注) ・「(うち特定寄附)」は「個人からの寄附」の内書を記載してください。
・「(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)」は「小計」の内書を記載してください。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	備考
日本維新の会	1,500,000	R5. 1. 25	大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	
日本維新の会	1,500,000	R5. 4. 25	大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	
日本維新の会	1,500,000	R5. 7. 25	大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	
日本維新の会	2,500,000	R5. 10. 25	大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	
この頁の小計	7,000,000			
合 計	7,000,000			

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、 代表者の氏名)	備考
中嶋 秀樹	80,000	R5. 1. 25	京都府八幡市八幡清水井2番地	衆議院議員	事務所無償提供
中嶋 秀樹	80,000	R5. 2. 25	京都府八幡市八幡清水井2番地	衆議院議員	事務所無償提供
中嶋 秀樹	80,000	R5. 3. 25	京都府八幡市八幡清水井2番地	衆議院議員	事務所無償提供
中嶋 秀樹	80,000	R5. 4. 25	京都府八幡市八幡清水井2番地	衆議院議員	事務所無償提供
中嶋 秀樹	80,000	R5. 5. 25	京都府八幡市八幡清水井2番地	衆議院議員	事務所無償提供
中嶋 秀樹	80,000	R5. 6. 25	京都府八幡市八幡清水井2番地	衆議院議員	事務所無償提供
中嶋 秀樹	80,000	R5. 7. 25	京都府八幡市八幡清水井2番地	衆議院議員	事務所無償提供
中嶋 秀樹	80,000	R5. 8. 25	京都府八幡市八幡清水井2番地	衆議院議員	事務所無償提供
中嶋 秀樹	80,000	R5. 9. 25	京都府八幡市八幡清水井2番地	衆議院議員	事務所無償提供
中嶋 秀樹	80,000	R5. 10. 25	京都府八幡市八幡清水井2番地	衆議院議員	事務所無償提供
中嶋 秀樹	80,000	R5. 11. 25	京都府八幡市八幡清水井2番地	衆議院議員	事務所無償提供
中嶋 秀樹	80,000	R5. 12. 25	京都府八幡市八幡清水井2番地	衆議院議員	事務所無償提供
この頁の小計	960,000				
その他の寄附	0				
合計	960,000				

(注) 個人、法人その他の団体又は政治団体の区分を記載し、区分ごとに別葉としてください。

◀ (注) 同項目の記載が数ページにわたる場合は、最終ページのみに記載してください。

◀ (注) 様式(その2)の寄附額と合致します。

(注)・特定寄附については、氏名の前に (特) 記載し、他の寄附と区別してください。(資金管理団体のみが対象となる寄附です。詳しくは記載要領を御覧ください。)

・同一の者からの寄附で明細を記載する場合は、寄附者ごとにまとめて年月日順に記載してください。

・遺贈によってする寄附については、備考欄に「遺贈」と記載してください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目		金 額					備 考	
							本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
		十億	百万	千	円			
1 経常経費								
(1) 人件費			44	32	706			
(2) 光熱水費					0			
(3) 備品・消耗品費			28	92	15			
(4) 事務所費			11	86	05			
小 計			48	40	526			
2 政治活動費								
(1) 組織活動費			34	95	53			
(2) 選挙関係費					0			
(3) 機関紙誌の発行 (ア+イ+ウ+エ) その他の事業費			21	60	771			
ア 機関紙誌の発行事業費				23	531			
イ 宣伝事業費			21	37	240			
ウ 政治資金パーティー開催事業費					0			
エ その他の事業費					0			
(4) 調査研究費				59	50			
(5) 寄附・交付金					0			
(6) その他の経費			96	00	00			
小 計			34	76	274			
合 計			83	16	800			

この欄には、ア・イ・ウ・エの合計額を記載してください。

(注) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を備考欄に記載してください。併せて(その16)の添付が必要です。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	3. 備品・消耗品費	備考
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体 にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	
草刈り機	17,960	R5. 6. 14	ハイガー産業	群馬県邑楽郡千代田町赤岩3072-3	
拡声器代	86,900	R5. 1. 10	インターホンと音響機器の ソシヤル	東京都台東区元浅草1-12-1	
pc購入費	143,000	R5. 3. 27	eデバイス	東京都墨田区石原3-20-9	
この頁の小計	247,860				
その他の支出	41,355				
合計	289,215				

(注) 様式(その13)の項目中経常経費(人件費を除く。)の項目ごとに記載し、それぞれ別葉としてください。

← (注) 同項目の1件5万円未満(国会議員関係政治団体は1件1万円以下)の支出を一括して記載してください。

(注) このページは12月31日現在での資金管理団体の指定の有無又は国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、資金管理団体又は国会議員関係政治団体である間に行った支出について記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的	金 額			年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
税理士報酬	百万	77	000	円	25	山添 謙三	東京都千代田区千代田639番地2
この頁の小計		77	000				
その他の支出		41	605				
合 計		118	605				

(注) 様式(その13)の項目中経常経費(人件費を除く。)の項目ごとに記載し、それぞれ別葉としてください。

← (注) 同項目の1件5万円未満(国会議員関係政治団体は1件1万円以下)の支出を一括して記載してください。

(注) このページは12月31日現在での資金管理団体の指定の有無又は国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、資金管理団体又は国会議員関係政治団体である間に行った支出について記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分		1. 組織活動費	(旅費交通費)
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
交通系ICカード	10,000	R5. 5. 20	JR西日本京都駅	京都市下京区東塩小路釜殿町		
JR乗車料金 (京都→東京)	18,840	R5. 6. 1	JR西日本京都駅	京都市下京区東塩小路釜殿町		
JR乗車料金 (東京→京都)	18,840	R5. 6. 1	JR東日本東京駅	東京都千代田区丸の内1		
交通系ICカード	10,000	R5. 7. 5	JR西日本京都駅	京都市下京区東塩小路釜殿町		
交通系ICカード	10,000	R5. 10. 16	京阪出町柳駅	京都市左京区田中上柳町32-1		
この頁の小計	67,680					
その他の支出	281,873					
合計	349,553					

(注) 様式(その13)の項目中政治活動費の細項目ごとに記載し、それぞれ別業としてください。

← (注) 同項目の1件5万円未満(国会議員関係政治団体は1件1万円以下)の支出を一括して記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	3. 機関紙誌の発行事業費	(印刷製本費)
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
印刷費	18,470	R5.7.25	住川急便(株) 南郷事務所	南郷市南上島羽田町68番地	
この頁の小計	18,470				
その他の支出	5,061				
合計	23,531				

(注) 様式(その13)の項目中政治活動費の細項目ごとに記載し、それぞれ別葉としてください。

← (注) 同項目の1件5万円未満(国会議員関係政治団体は1件1万円以下)の支出を一括して記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分		4. 宣伝事業費 (宣伝自動車リース料・維持費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
宣伝自動車リース代	165,000	R5. 1. 31	有限会社カーファクトリー津賀	滋賀県蒲生郡竜王町薬師1170-2		
宣伝自動車リース代	165,000	R5. 2. 28	有限会社カーファクトリー津賀	滋賀県蒲生郡竜王町薬師1170-2		
宣伝自動車リース代	165,000	R5. 3. 31	有限会社カーファクトリー津賀	滋賀県蒲生郡竜王町薬師1170-2		
宣伝自動車リース代	165,000	R5. 5. 1	有限会社カーファクトリー津賀	滋賀県蒲生郡竜王町薬師1170-2		
宣伝自動車リース代	165,000	R5. 5. 31	有限会社カーファクトリー津賀	滋賀県蒲生郡竜王町薬師1170-2		
宣伝自動車リース代	165,000	R5. 6. 30	有限会社カーファクトリー津賀	滋賀県蒲生郡竜王町薬師1170-2		
宣伝自動車リース代	165,000	R5. 7. 31	有限会社カーファクトリー津賀	滋賀県蒲生郡竜王町薬師1170-2		
宣伝自動車リース代	165,000	R5. 8. 31	有限会社カーファクトリー津賀	滋賀県蒲生郡竜王町薬師1170-2		
宣伝自動車リース代	165,000	R5. 9. 29	有限会社カーファクトリー津賀	滋賀県蒲生郡竜王町薬師1170-2		
宣伝自動車リース代	165,000	R5. 10. 31	有限会社カーファクトリー津賀	滋賀県蒲生郡竜王町薬師1170-2		
宣伝自動車リース代	165,000	R5. 11. 30	有限会社カーファクトリー津賀	滋賀県蒲生郡竜王町薬師1170-2		
宣伝自動車リース代	165,000	R5. 12. 29	有限会社カーファクトリー津賀	滋賀県蒲生郡竜王町薬師1170-2		
宣伝自動車修理代	50,000	R5. 12. 29	有限会社カーファクトリー津賀	滋賀県蒲生郡竜王町薬師1170-2		
この頁の小計	2,030,000				(注) 様式(その13)の項目中政治活動費の細項目ごとに記載し、それぞれ別業としてください。	
その他の支出	0				← (注) 同項目の1件5万円未満(国会議員関係政治団体は1件1万円以下)の支出を一括して記載してください。	
合計	2,030,000					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	4. 宣伝事業費	(宣伝広報費)
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	9,570				
合計	9,570				

(注) 様式(その13)の項目中政治活動費の細項目ごとに記載し、それぞれ別業としてください。

← (注) 同項目の1件5万円未満(国会議員関係政治団体は1件1万円以下)の支出を一括して記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	4. 宣伝事業費	(印刷製本費)
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
ポスター印刷代	93,500	R5. 8. 31	進見堂印刷株式会社	京都市伏見区深草十九軒町543	
この頁の小計	93,500				
その他の支出	4,170				
合計	97,670				

(注) 様式(その13)の項目中政治活動費の細項目ごとに記載し、それぞれ別業としてください。

← (注) 同項目の1件5万円未満(国会議員関係政治団体は1件1万円以下)の支出を一括して記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	調査研究費	(研修会費)
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	5,950				
合計	5,950				

(注) 様式(その13)の項目中政治活動費の細項目ごとに記載し、それぞれ別業としてください。

← (注) 同項目の1件5万円未満(国会議員関係政治団体は1件1万円以下)の支出を一括して記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分		その他の経費 (金銭以外のものによる費用)	
支出の目的	金額					年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	百万	千	百	十	円				
事務所家賃		8	0	0	0	R5.1.25	中嶋 希樹	東京都八幡市八幡清水井2番地	事務所の無償提供
〃		8	0	0	0	R5.2.25	〃	〃	〃
〃		8	0	0	0	R5.3.25	〃	〃	〃
〃		8	0	0	0	R5.4.25	〃	〃	〃
〃		8	0	0	0	R5.5.25	〃	〃	〃
〃		8	0	0	0	R5.6.25	〃	〃	〃
〃		8	0	0	0	R5.7.25	〃	〃	〃
〃		8	0	0	0	R5.8.25	〃	〃	〃
〃		8	0	0	0	R5.9.25	〃	〃	〃
〃		8	0	0	0	R5.10.25	〃	〃	〃
〃		8	0	0	0	R5.11.25	〃	〃	〃
〃		8	0	0	0	R5.12.25	〃	〃	〃
この頁の小計		96	0	0	0				
その他の支出					0				
合計		96	0	0	0				

(注) 様式(その13)の項目中政治活動費の細項目ごとに記載し、それぞれ別業としてください。

← (注) 同項目の1件5万円未満(国会議員関係政治団体は1件1万円以下)の支出を一括して記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

- (注) ・「□」内には、該当するものに「✓」を記入し、該当資産等がある場合は資産等の項目ごとに様式(その18)に必要事項を記載してください。
・すべての項目に該当がない場合も必ず本様式は提出してください。
・資金管理団体の場合は、併せてア、イ及びウの項目ごとに様式(その19)に必要事項を記入してください。

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領 収 書 等 の 写 し
- 2 政 治 資 金 監 査 報 告 書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年5月30日

政治団体の名称 日本維新の会 衆議院 京都府第6選挙区支部

会計責任者の氏名 中嶋 秀樹



※ 解散する年のみ
代 表 者 の 氏 名

(印)

(注1) 会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示をしてください。ただし、会計責任者の署名又は記名押印がある場合はこの限りではありません。

(注2) 政治団体の解散に伴う報告書の場合は会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載してください。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示をしてください。ただし、代表者及び会計責任者の署名又は記名押印がある場合はこの限りではありません。

政治資金監査報告書

令和6年5月29日

日本維新の会 衆議院 京都府第6選挙区支部

代表 中嶋 秀樹 殿

登録政治資金監査人

中村

慎



登録番号 第608

研修了年月日 令和6年1月10日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、日本維新の会衆議院京都府第6選挙区支部の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、日本維新の会衆議院京都府第6選挙区支部の主たる事務所に
おいて行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

日本維新の会衆議院京都府第6選挙区支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上